TAAF NEWS

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-6-4東照ビル5階(協会事務局・事務所登録センター) 9階(協会分室) 協会事務局 TEL 03-5339-8288 FAX 03-3345-0150 登録センター TEL 03-5339-3337 FAX 03-3345-0150 協会分室 TEL 03-6431-8420 FAX 03-3348-2350 2014年6月26日 NO.234

★(法定講習)改正建築士法に伴う「建築士定期講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、定期講習のついてのご案内です。建築士事務所に所属 する建築士の方は、建築士定期講習を3年ごとに受講することが義務付けられております。

◇ 受講申込書受付について(郵送受付のみと致します)

受付中~平成26年7月25日(金)(7月25日 当日消印有効)

送付先 〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛 申込書の郵送は指定の封筒をご使用の上、簡易書留で協会事務局までお送りください。

◇講習日 平成26年 9月4日(木) 立川商工会議所(会場コード2F-53)

所在地 立川市曙町2-38-53 立川ビジネスセンタービル12階 ◇受講料:12,960円 なお本会会員特典として、会費徴集時に2,900円 相殺します。

※詳細は建築技術教育普及センター、または本会のホームページをご覧ください。

- ★ 建築士定期講習 次回 11月12日(水)ベルサール西新宿(会場コード2F-54) 11月実施分の定期講習受講申込が開始されました。
- ◇ 受講申込み関係の書類の配布(配布場所 東照ビル5階 協会事務局)

受付中~平成26年10月3日(金)(土日祝を除く)午前9時30分~午後4時30分

- ※または、建築技術教育普及センターWEBサイトから、申込用紙のダウンロードが出来ます。
- ◇ 受講申込書受付について(郵送受付のみと致します)

受付中~平成26年10月3日(金)(10月3日 当日消印有効)

送付先 〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛 申込書の郵送は指定の封筒をご使用の上、簡易書留で協会事務局までお送りください。

◇講 習 日 平成26年 11月12日(水)ベルサール西新宿 (会場コード2F-54)

なお本会会員特典として、会費徴集時に2,900円 相殺します。

※詳細は建築技術教育普及センター、または本会のホームページをご覧ください。

★ (法定講習) 改正建築士法に伴う「管理建築士講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、建築士定期講習のついてのご案内です。建築士法施行後は 管理建築士講習を受講修了済の建築士でなければ管理建築士になることはできません。 次回、東京会が主催する「管理建築士講習」は平成26年度末(27年2月~3月頃)の予定です。 日程など、詳細が決まり次第、このTAAF NEWSや東京会ホームページ等でご案内を致します。 ※管理建築士講習の制度については建築技術教育普及センターのホームページをご覧ください。

★ 建築士事務所の変更手続きについてのお願い

本会5階登録センターで建築士事務所登録等の業務を行っておりますが、法に基づく事務所登録変更 手続きと本会会員としての変更手続きは別々に必要となります。会員の皆様には、建築士事務所登録 の変更をされる際には、必ず本会事務局へ正会員事項変更届出をご提出下さい。なお正会員事項変更 の内(名称・所在地・開設者・管理建築士等の変更)の場合は、建築士事務所登録の変更手続きも、 登録センターにて、同時に行って頂きますようあわせてお願い致します。

★東京とみん銀行 本会との住宅ローン優遇協定について

東京都建築士事務所協会の会員が、設計、工事監理をした住宅であれば、不動産購入資金、

住宅建設資金に係るローンの融資利率が、通常よりも1.5%引き下げられます。

詳しくは東京とみん銀行ローンプラザ新宿までお問合せ下さい。

所在地:新宿区西新宿7-10-7 加賀屋ビル5階 問合せ電話:0120-103-206

TAAF NEWS 2014年5月27日 NO 233

★建築士法の一部を改正する法律について

建築設計関係三団体(士会連合会、日事連、JIA)による「建築物の設計・工事監理の業の 適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化 (300㎡超)、管理建築士の責務の明確化建築士免許証提示の義務化等の所要の措置を講じる。 (6月20日に参議院本会議にて可決成立を致しました。概要は次のとおりです)

★ 書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止
- ③ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化
- ④ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化

☆ 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化
 - ・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定 ・提携先の選定 ・事務所の技術者の管理
- ② 建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化

☆ 免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化
- ② 建築士免許証の記載事項等(定期講習の受講履歴・顔写真)に変更があった場合の書換え規定の明確化

☆ 建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定し、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について 建築設備士の意見を聴くことを努力義務化

☆その他改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者等が暴力団員であることを追加
- ② 建築に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設
- ③ 建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務化 (3ヶ月以内)

★ 定時総会について

定時総会は、6月30日(月)14時30分~西新宿京王プラザホテルで開催します。 総会の議案書は、6月16日頃、正会員の皆様宛にお送りを致しました。なお正会員の方で、 ご都合により定時総会を欠席される場合は、郵送(葉書)による書面表決、あるいはWEBでの 電子表決のいずれかを必ず行って下さい。定時総会成立の必要要件(会員数の1/2)となります。 会員の皆様のご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

★ 第4回青年部会基礎セミナーのご案内

今回の基礎セミナーは設計実務を行っている若手建築士向けに、シャッター・ドアの基本、音の 基礎知識と吸音壁、そして天空率のついて、経験豊富な講師が分かりやすく解説します。 会員事務所所属の50歳以下の方を対象にしています。ぜひ多くの皆様の参加をお待ちしています。

開催日:7月16日(水)16時30分~18時00分 (16時00分 受付開始)

会 場:本会9階会議室 定 員:40名 受講料:無料

申込は:本会ホームページに掲載の所定申込書にご記入の上、FAXにてお申込下さい。

締切り:7月10日(木)または、定員になり次第募集を締切させて頂きます。 詳しくは、本会ホームページにご案内を掲載する予定ですので、ぜひご参加下さい。

★ まちなみ見学会 東京都の視察船 新東京丸で行く東京湾クルーズのご案内

恒例のまちなみ見学会ですが、趣向を変えて都の視察船での東京湾クルーズを企画しました。 竹芝ふ頭より日の出・芝浦・品川・大井コンテナなどの埠頭・東京ゲートブリッジ・海の森予定地 お台場ライナー埠頭・臨海副都心等を経由して竹芝ふ頭にもどる1.5時間のクルーズです。

開催日:8月28日(木)13時00分集合 13時30分~15時00分

集 合: 竹芝小型船ターミナル

(JR浜松町駅から徒歩約15分・ゆりかもめ「竹芝駅」から徒歩5分)

参加費:本会会員500円 参加定員:30名

申込み:所定の参加申込書にご記入の上、事務局までFAXにて申込下さい。

締切り:8月8日(金)または定員になり次第締切ります。

詳しくは、本会ホームページにご案内を掲載する予定ですので、ぜひご参加下さい。